

上 尾 市
上尾市農業委員会 訓令第1号

本 庁
出 先 機 関
上 尾 市 農 業 委 員 会 事 務 局
上尾市農業委員候補者評価委員会

上尾市農業委員候補者評価委員会設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年1月24日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市農業委員会会長 今 川 修 一

上尾市農業委員候補者評価委員会設置規程の一部を改正する訓令

上尾市農業委員候補者評価委員会設置規程（平成28年上尾市・上尾市農業委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

上尾市農業委員等候補者評価委員会設置規程

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第8条第1項の規定による農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）の任命又は法第17条第1項の規定による農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の委嘱を行うに当たり、農業委員又は推進委員（以下「農業委員等」という。）となるべき者の評価を行うため、上尾市農業委員等候補者評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2条各号を次のように改める。

(1) 市長からの意見の求めに応じ、法第9条第1項の規定による推薦を受

けた者及び同項の規定による募集に応じた者の評価に関すること。

(2) 農業委員会の会長（以下「会長」という。）からの意見の求めに応じ、法第19条第1項の規定による推薦を受けた者及び同項の規定による募集に応じた者の評価に関すること。

(3) その他前2号に定める者の評価に関し必要な事項に関すること。

第3条第3号中「農業委員会の会長（以下「会長」という。）」を「会長」に改める。

第6条を次のように改める。

（報告）

第6条 委員長は、第2条第1号に定める者の評価を行ったときは、その結果を市長に報告するものとする。

2 委員長は、第2条第2号に定める者の評価を行ったときは、その結果を会長に報告するものとする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。